

令和2年洞爺湖町教育委員会第2回定例会会議録

日 時	令和2年3月25日(水) 13:30より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	教育長 皆見 亨 委員 岩原 義美 委員 吉田 聡 委員 来栖 由喜 委員 岡本 里佳
欠席委員	無し
説明員	教育次長 天野 英樹 教育参与 永井 宗雄 社会教育課主幹 角田 隆志
会議録調整者	管理課主幹 末永 弘幸
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	皆見教育長 開会を宣言する。(13:30)
日程第2 【前回会議録の承認】	皆見教育長 各委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	皆見教育長 2/17 定例教頭会(役場会議室) " 令和2年度保育士採用面接試験(役場会議室) 2/18 令和2年度超職員採用面接試験(役場会議室) 2/19 洞爺湖町自治会連合会議(洞爺観光ホテル会議室) " 町議会総務常任委員会(役場委員会室) 2/21 洞爺湖町文化財運営審議会(役場会議室) 2/22 洞爺湖町文化団体協議会臨時役員会(役場会議室) 2/26 教育委員協議会(役場会議室) 2/27 町議会全員協議会(役場委員会室) 2/28 感染症対策本部会議(役場会議室) " 教育委員協議会(役場会議室)

- 3 / 2 新型コロナウイルスの対応に関する市町村教育委員会教育長との意見交換会（むろらん広域センタービル会議室）
- 3 / 3 感染症対策本部会議（役場会議室）
- 3 / 4 教育委員協議会（役場会議室）
- 3 / 5～13
町議会3月会議（議事堂）
- 3 / 5 定例校長会（役場会議室）
- 3 / 6 感染症対策本部会議（役場会議室）
- 3 / 19 育英資金運営委員会（役場会議室）
- 3 / 25 教育委員会議（役場委員会室）

日 程 第 4

【 報 告 事 項 】

・ 報告第4号

皆見教育長

定刻になりましたので、ただいまより、洞爺湖町教育委員会令和2年第2回定例会を開催します。

日程第2、前回会議録の承認でございますけれども、事前に会議録に署名をいただきましたので、これをもって承認とします。

日程第3、教育長の諸般の報告でございます。

議案書1ページに記載のとおりでございます。

朗読については割愛をさせていただきます。

続きまして日程第4、報告事項でございます。

順次進めていきますが時間の関係上、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

報告第4号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局のほうから報告をお願いいたします。

天野教育次長

報告第4号でございます。管理課所管の各種事務事業の取組状況について次のとおり報告します。

今回は1件です。

新型コロナウイルス感染症に関する対応等について、まとめさせていただきました。

(1) 小中学校等の臨時休校期間についてということで、2月27日から昨日3月24日までと、今日から春休み前日という状況になっているところでございます。

それから入学式と始業式について、記載のとおりでございますけれども、これらについても、昨日、国の指針が出ましたので、それに合わせて明日テレビ会議で全道の教育長会議があり、注意事項等の説明があるということで意見交換を行うことになってございますので、詳細はまだ不明というところで

ございます。

虻田高校につきましては、3月2日から3月24日までということで、入学式が4月8日、とうやこ幼稚園は小中学校とあわせて3月24日までということですが、ただ春休み中なので実質休みというところでございます。

(2) 小中学校の分散登校ということで、健康状態だとか学習状況の把握ということで、各校期間中に2回から3回程度、既に実施をしている状況でございます。

それから、(3) 学習テキストの等の配布ということで、2月に1回休みになったときに、すぐに教材等を送ったんですが休みが長くなったということで、第2弾として3月9日に全小中学校から家庭に一斉に、郵送した状況でございます。

卒業式については予定通り実施をしておりますが、ご承知のとおり道教委通知に基づいた形で実施してございます。

3ページに参りまして、給食費の還付ということで、給食費につきましては、2月27日から3月24日までの間に給食がなかった部分を国の方針もありまして、還付ということで、保護者へ説明をしまして、月内には還付する予定で手続きを進めています。

保育所の対応ということで、2月27日から3月24日まで小中学校の臨時休校期間中に、通常どおり開設しましたけども、家庭で保育できる場合については、当初見合わせお願いしている状況でございましたけども、3月25日からは通常どおり家庭で保育できる場合を除いて、通常どおり登所することで構いませんということをお知らせをしているところでございます。

それから学童保育につきましては、2月27日から3月4日まで休みということで3月5日から通常どおりということで開設しておりまして、登所の見合わせを引き続きお願いをしている状況です。

それから、社会教育施設等の対応ということで、各施設の臨時休館は3月31日までということでございますが、今後どうするか、今日も対策会議があり各施設をどうするかということで、各課で検討ということになっております。北海道だとか札幌市も4月以降の再開に向けて指示というような内容が新聞記事にも出てございましたが、今後、教育委員会内部で協議、また教育委員の皆さんにもご協議をさせていただくというような状況になっているところでございます。

以上でございます。

皆見教育長

よろしいですか。

岡本委員

すいません。

皆見教育長

はいどうぞ。

岡本委員

学童保育では、どのくらいの方が、利用されたんですか。

どうしても預けたいというご家庭は、いいですよということですよ。

天野教育次長

どうしてもということではなく、自宅で看れる方については自宅ということ、自宅で見てもらうことを強制しているということではありません。

当初は各施設半分位のご協力はありましたが、やはり休業期間が長いので、利用者が増えてきたという状況だと聞いております。

岡本委員

学童も保育所も両方ですか？

天野教育次長

学童は少ないです。

保育所はだんだん増えてきたと、集計はしておりませんが、そのような状況であると聞いてます。

永井教育参与

学童については、配布資料はないんですけども、登録人数ですが、虻田地区が30名、温泉が17名、洞爺が17名です。

3月5日については、虻田が8名、温泉3名、洞爺が2名、合計13名です。

3月6日が虻田8名、温泉0名、洞爺5名。

3月7日が虻田1名、温泉0名、洞爺が3名。

3月9日が虻田11名、温泉2名、洞爺3名。

3月10日が虻田9名、温泉1名、洞爺3名。

3月11日が虻田5名、温泉2名、洞爺3名。

3月12日については、虻田5名、温泉1名、洞爺4名。

そういった状態で今1桁台で推移しております。

新規の申し込みはなかったです。

皆見教育長

よろしいですか。

他にございますか。

吉田委員

1点だけよろしいですか。

皆見教育長

はい。

吉田委員

分散登校なんですけども、各校とも特別な問題点とかなく実施できたということなんでしょうか。

天野教育次長

はい、特別問題なく実施できました。

これは、各家庭の任意で登校してもらってますので強制ではございませんので、1回目ですけども90%以上登校したと聞いております。

2回目以降は確認はしていませんけど、例えば熱があるだとか、やっぱり集まることが心配だという保護者の方もいますので、この分散登校はあくまでも任意ということで実施してございますのでそういう状況でした。

特段問題があったとは聞いていません。

友だちに会えたということで、子供たちは大変喜んでいたようでした。

皆見教育長

他、ございますでしょうか。

《「なし」の声あり》

続きまして報告第5号、臨時代理の報告について、(5)学校教職員の人事異動についてでございます。

事務局の説明をお願いいたします。

天野教育次長

報告第5号でございます。

令和2年度学校教職員人事異動内示書というものを、別紙としてお配りされていると思います。

校長先生が3名替わられます。

虻田小学校の堀田校長先生が苫小牧市立清水小学校へ転出され、転入が室蘭市立みなと小学校の中川教頭先生が校長採用で新任転入されます。

洞爺湖温泉小学校の富樫校長先生が伊達西小学校に転出され、後任に、安平町立遠浅小学校の柿崎校長先生が転入。洞爺中学校高島校長先生が定年でございますけども、再任用で登別市の学校へ赴任されます。後任がむかわ町立鶴川中学校の菅林校長先生が転入されます。

教頭先生が2名でございます。

とうや小学校の中井教頭先生が登別市立幌別西小学校へ転出され、転入は室蘭市立喜門岱小学校から鹿野教頭先生が転入されます。

虻田中学校の加藤教頭先生が、室蘭市立室蘭西中学校に転出で、後任に伊達中学校から菅田教諭が教頭昇任で転入となっております。

あと一般教諭でございますけども、虻田小学校の福田先生が再任用の任期65歳満了で退職でされ、後任が新採用で大橋先生ということでここは定数増です。

それから梁田先生が、これは室蘭養護学校との2年間の人事交流が終了しましたので戻ります。これは定数減です。

それから川久保先生が奥尻町への離島人事ということでそちらの方に行きます。

これは定数減で転入はありません。

それから近藤先生が安平町立早来小学校へ転出、後任に豊浦小学校から藤澤先生が転入、それから佐藤先生が苫小牧市立美園小学校へ転出、後任に室蘭市立旭ヶ丘小学校から高見先生が転入と、それから洞爺湖温泉小学校の枝川先生が室蘭市立旭ヶ丘小学校へ転出、これは定数減で転入はありません。

とうや小学校の鈴木淳先生が苫小牧市立泉野小学校へ転出、定数減です。

斎藤律子先生が室蘭市立白蘭小学校へ転出し、定数減で転入はありません。
それから、虻田中学校の田畑先生が伊達中学校へ転出、定数減で転入はありません。

それから小倉先生が伊達中学校へ転出、後任に弟子屈町立弟子屈中学校から池田先生が転入、それから古沢先生が教頭昇任で登別中学校へ転出され、定数減であります。

斎藤裕介先生が伊達市立光陵中学校へ転出、後任に伊達中学校の寺澤先生が転入、それから渡邊先生が苫小牧市立勇払中学校へ転出、定数減で転入はありません。

それから洞爺中学校の2名定数増で越智先生が伊達中学校から転入、それから先ほどの梁田先生の室蘭擁護学校の人事交流で行っていた本間先生が洞爺中学校に戻ります。

同じ洞爺中学校の川上先生が伊達市立星の丘中学校へ転出、後任に壮瞥中学校から深谷先生が転入、それから小林先生がむかわ町立鷓川中学校へ教頭昇任で赴任されまして、後任に室蘭市立桜蘭中学校から松本先生が転入ということになってます。

栄養教諭につきましては、とうや小学校の岡部先生がむかわ町立鷓川中央小学校へ転出、後任に日高町立日高小学校から佐藤先生が転入、以上でございます。

皆見教育長

定年の方がいらっしゃいますけども、校長が3名。

教頭についてはとう小と虻中の2名の異動ということでした。

教員については、記載のとおりでございますけども、この点について何か皆様のほうからご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

« 「はい」 の声あり »

ありがとうございます。

ご了承いただいたということで、次に進みたいと思います。

報告第6号、臨時代理の報告について洞爺湖町議会令和2年3月会議提出一般会計補正予算についての報告を受けたいと思います。

事務局お願いいたします。

天野教育次長

報告第6号でございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年洞爺湖町教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

6ページが教育長から町長あての異議ない旨の通知。7ページは町長から教育長で、意見を求められた文章となります。補正の内容については、9ページからになります。

9ページをご覧ください。

3月補正につきましては、実際に1年間の見通しができますので、実績による執行残であったり、足りない分は足してというような増減の内容になりますので、ご承知ください。

歳入でございます。

歳入15款2項5目教育費国庫補助金ですが、一部の教育費補助金につきましては、これは対象者がなかったということで、90千円の全額を減額してございます。

それから、2節の小学校費補助金でございますが、これにつきまして13,650千円は、増額でございます。資料を配りますので、それに基づき説明させていただきます。

ICT環境の整備ということで、これにつきましては、国がICTに向けた、環境整備5カ年計画というものに基づいて、平成29年度から町内の各小中学校にコンピュータの整備を行ってきたところでございますけども、今般、国においてGIGAスクール構想ということで、多様な子供たち一人一人の資質や能力の育成に向け、1人1台端末機で高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備をして、ICT環境整備を進めるという大型の補正が国で組まれました。

これに基づいて、町内の小中学校の整備を進めるということで、この補正に乗らないと単年度限りの補助ということで補助を受けられないということで、急遽、3月補正で増額をしました。3月では時間がないので、令和2年度に繰り越して整備を行うというようなことになってございます。

整備されるのが校内LANと電源保管庫を1台ずつ教室に設置すること、それから、令和3年度から令和5年度タブレットパソコン、大型提示措置などは令和3年度以降整備していきたいということです。ただタブレットパソコンについては、今回の新型コロナウイルスの関係で、自宅でも勉強ができるようにと前倒しをするようにということで、国から声が出てきてます。

財源につきましては、電源保管庫は、補助が2分の1、残りの2分の1を一般財源と交付税措置がありますので、相当有利な形になります。交付税措置というのはお金が戻ってくるという意味でございますので、これらを整備をしていくということで考えております。

それからタブレットパソコンについては、国のほうで、小中学校で使うものは簡素なもので、あまり複雑なものが要らないってということで、安価なものを今作っていると聞いてますので、定額で45千円ということで補助となっていますので、整備していきたいということでございます。

それで歳入に戻っていただきまして小学校補助金については、これの補助金の部分でございます。

27,300千円の2分の1で13,600千円を見込んでいます。

同じく中学校費で同じこれもGIGAスクール構想の関係でございまして、17,744千円の2分の1で8,872千円を見込んでございます。

次に4節は、執行残でございます。

それから、16款2項6目教育費道補助金につきましては、執行残と、決算見込みによるものでございます。

それから、22款1項7目教育債でございますけども、文化財等保存整備事業債につきましては、文化財等保存整備事業の実績に基づく執行残。それから2節の学校教育施設等整備事業債、これについては22,500千円はGIGAスクール構想の関係、先ほど説明の補正予算債という町で負担しなくてはいけない部分、補助を除いた部分の残りの22,500千円について起債を起こすというものでございます。

それから、5節の給食施設整備事業債これについては、虻田給食センターの屋根の改修で、起債を起こしましたが、その執行残ということで700千円減額でございます。

続きまして10ページに参りまして、3款5項2目、常設保育所費の需用費につきましては、決算見込みにより光熱水費等が不足するというので、1,118千円を増額補正しました。

それから、同じく10款1項2目の事務局費につきましては504千円の減額でございますけど、これは育英資金の基金積立金、ふるさと納税の決算見込みによる減です。

それから3目諸費につきましては、それぞれ教育推進事業、教育活動支援事業、小中学校スクールバス等運行事業につきましては、決算見込みによる執行残となっております。

それから下に参りまして、2項小学校費の1目小学校管理費でございますが、これにつきましては、13節の事務機器更新設定時委託料27,300千円増額、先ほど説明のGIGAスクール構想にかかる小学校に要する経費、それから事務機器等借上料については、決算見込みによる減、2目の教育振興費の20節扶助費につきましては、対象者が72名から75名に増えることにより、扶助費が増えるという見込みで増額補正をさせていただきました。次のページで11ページでございます。

3項中学校費1目中学校管理費でございます。

これの中学校管理費中13節、事務機器更新時設定委託料はGIGAスクール構想の関係で、中学校2校の整備に要する経費、17,744千円でございます。

2目教育振興費につきましては、20節扶助費対象者が、52名から53名と、1名増えるということ、その他に足りない部分もございまして、1,391千円の増額補正をしたものでございます。

続きまして社会教育費については永井参与お願いいたします。

永井教育参与

10款教育費4項社会教育費2目社会教育奨励費の14節使用料及び賃借料につきましては、施設利用料164千円の減でございます。

これにつきましては美術見学会の施設使用料の執行残でございます。

3目社会教育施設費の7節賃金につきましては、児童会の運営事業の賃金

の増額でございます。

これにつきましては、有休代替及び開設日数による増額でございます。

1 1 節需用費につきましては、施設関係で賃金、これにつきましては、204千円の増額ですけれども、母と子の館の管理人賃金の増額、1 1 節需用費、燃料費につきましては、母と子の館とふれ合いセンターの施設燃料費の増額でございます。

1 3 節委託料につきましては、文化交流会館の解体工事設計委託料の執行残でございます。

5 目文化財費につきましては、1 5 節工事請負費で高砂貝塚保存整備事業の工事入札執行残に伴うものでございます。

5 項保健体育費の2 目体育施設費で7 節賃金でございますけれども、虻田体育館管理人賃金の140千円の増額でございます。

燃料費につきましては、虻田体育館燃料費の400千円増額となっております。

天野教育次長

3 目給食施設費の7 節賃金と1 5 節工事請負費でございますが、洞爺給食センターの賃金につきましては、それぞれパート勤務者の日数減等による減額、虻田給食センターの1 5 節工事請負費につきましては、虻田給食センターの屋根の改修工事の執行残でございます。

以上です。

皆見教育長

今の報告でございますけれども、令和元年度の事業実績に伴う増減の補正並びに小中学校のICT環境の整備事業に対する予算でございますが、ICT環境整備事業、GIGAスクール構想の実際の業務については、繰り越しをした令和2年度に実施します。この補正予算等について何かご質問等ございますでしょうか。

岡本委員

GIGAスクール構想の関係ですが、うまくやらないと後々大変だと思います。

相当お金をかけているので、パソコンを買い替えるだけとは違って、大変だということについて話がありましたけれど、これだけの予算をかけて、それなりのところをお願いをしてやるっていうことですね。

これは国からの基準の金額ですか。

皆見教育長

そうです。

見積もりを私どものほうで業者から徴収をさせていただいて、今回の予算に計上させていただいています。

それに対する補助でございますが、上限額や限度額がございますので、それを積算した上で歳入の部分を計上しているものです。

心配なのは、それを導入した後どういうふうにご利用していくのか、そのこ

とにかかっていると思いますけれど、その利用については、やはり学校の先生方に十分学習勉強していただいていますけれども、そういった勉強する機会とといいますか、環境整備については、委員会のほうもしっかりとしていかなければならないのかなと思っていますので、それは学校サイドと協議を十分にしながら進めていくつもりです。それと端末については、次年度以降、順次購入していく予定としています。

町の方針では、順次1人1台のパソコンについては、導入をしていくつもりはしておりますけれども、5年後どうなるのか。要は更新の時期を迎えるときに、またこれだけたくさんのお金を支出するののかというところで、それについても、問い合わせをした経緯があるんですけども、それについては現在のところ、未定であるという文科省の回答でありました。

来栖委員

今年度しかつかないのですか。

皆見教育長

この問題については天野次長からも説明がありましたけれども、校内LANと電源保管庫については、令和2年度の補助メニューで、令和2年度以降は対象外ということになります。

ですので最低限度のものを今年度に整備できるところは整備しようということで、予算計上をすることになります。

パソコンは先ほどの説明のように、1台当たり45千円という上限額がありますけれど、これについては次年度以降、補助があります。

天野教育次長

定額で45千円、おそらく80千円とか90千円で買える安価で、基本的な機能のみのパソコンが開発される予定があると聞いております。

それで今回補正予算の計上をしておりません。

そういう安価なものが出るのに今、高いパソコンを購入する必要はないこと、今の学習環境としてはタブレット型のノートパソコンの整備が全て終わっていますので、授業をできる環境にあります。

ただし1人1台ではない。

児童生徒1人1台となっていないだけで授業そのものはできますので、そういう中で今、先に基盤を整備しないことには始まりませんので、基盤を整備してからの次の1人1台に順次やっていきたいということで、予算の関係と単年で一度に更新になると莫大な費用になりますので、年次をずらしていかないと財政の関係がありますので、そのようなことで今進めようとしています。

単年度に偏らないよう、年次に分けての整備をする予定となっております。

岡本委員

整備のことについて、先日の教育委員研修でお聞きしたので、今年度しっかりと取り組んでいただきたいです。

皆見教育長

校内LANと電源保管庫、今年度だけの限定の補助ですので、そこはまず、申請しよ

うということで予算づけしたということです。

ただ全国一律にこういった整備があるので、パソコンがいつ入るのかというところなんですけども、令和2年度末ぎりぎりになってしまう可能性も全国的に要望していますので、考えられます。

岡本委員

機材とか入ってこないと電機メーカーの方が言っていたようですけど。

皆見教育長

いろいろなメーカーがありますので、いろいろなところからお聞きしながらですね、進めていかなければならない。

胆振管内だけは同じ機種にしたいなっていう思いがあります。

要は、先生方が異動先でまた一から覚えなければならぬということもありますので、同じメーカーがいいのかなという思いはあります。

これについては、そういった問題点はあるというふうに思っております。

ほかに何かございますでしょうか。

なければ以上のとおりの報告を受けたということでご了承を願いたいと思います。

次に報告第7号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会令和2年3月会議提出令和2年度一般会計予算、（民生費・教育費関係））について説明お願いいたします。

天野教育次長

報告第7号でございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年洞爺湖町教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

次ページ15ページは教育長から町長に一般会計予算答申に対する意見に異議ない旨の通知。16ページは町長から教育長の一般会計予算の意見を求める文書となります。

予算の内容については、19ページからになります。

19ページをお開きください。

まず歳入でございますけども、歳入の今年度予算のところにはですね数字入ってございますけども、実際には右側の節の説明の部分については、教育関係となっておりますが、節の金額については、他の課の予算が入っているところもございますので、全て同じということにはなっていないところもありますので、ご了承の上お聞きをしていただければと思います。

13款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金でございます。

常設保育所負担金4,574千円、一時預かり負担金4,164千円の歳入でございます。

3目の教育費負担金につきましては、放課後児童学童の関係の負担金でござ

ざいます。

1 4 款使用料及び手数料 1 項使用料 7 目教育使用料で社会教育施設使用料 1,694 千円、体育施設使用料につきましては、それぞれの施設の使用料ということで、691 千円をそれぞれ見込んでいます。

それから 1 5 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金でございますが、この中の、説明の中の児童手当負担金と障害児施設措置費負担金については他の課の予算になりますので、これは入っていますけれどもこれを除外しましてその下です。

子どものための教育・保育給付負担金 9,062 千円、これは私立幼稚園への関係の負担金、広域などの負担金を見込んでございます。それからその下、子育てのための施設等利用給付費負担金、2,500 千円これは認可外保育園にも新たに保育料の無償化になったときに補助できるようになりました。

これらの歳入を見込んでいるものでございます。

続きまして 2 0 ページ。

2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金でございます。

この 2 節の児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金、5,847 千円については、学童に対する助成金でございます。

3 節保育所費補助金につきましては、子ども・子育て支援交付金 4,013 千円、これは子育て支援センター運営の補助金でございます。子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 50 千円、これは、保育士の研修の補助ということで 100 千円の 2 分の 1 ということで 50 千円の補助を見込んでいるものでございます。

続きまして、6 目教育費国庫補助金の 1 節小学校費補助金でございます。

就学援助費補助金 932 千円、へき地児童生徒援助費等補助金 44 千円、ICT 環境整備補助金 10 千円ということでそれぞれ歳入を組んでございます。

この ICT 環境整備補助金が、10 千円組んでいるのですが、実は当初ですね、さっきの G I G A スクール構想の関係で科目とどめということで 10 千円を計上したのですが、実際にこれには入ってきませんので、実際無い科目になってしまいます。

そういうことをご承知おきください。

2 節中学校費補助金、これは就学援助費補助金 133 千円で要保護の補助金になります。3 節の社会教育費補助金、史跡等保存整備事業費補助金 83,680 千円で高砂貝塚等の整備です。アイヌ政策推進交付金 1,284 千円、これにつきましては他課の補助になりますので、これは教育委員会と別のものということでご承知おきをください。

続きまして 1 6 款道支出金 1 項道補助金 1 目民生費道負担金でございます。

3 節児童福祉費負担金で、説明の児童手当負担金と、障害児施設措置費負担金については他の課の補助金です。説明は省略します。子どものための教育・保育給付費負担金 7,968 千円は、先ほど説明のとおり、私立幼稚園

の関係の補助の道費分、子育てのための施設利用給付費負担金については、私立幼稚園などに関する補助の道費補助分になります。

それから、続きまして、2項道補助金、1目民生費道補助金でございますが、5節の児童福祉費補助金 5,847 千円は、学童に対する道費補助になります。

6節の保育所費補助金、子ども・子育て支援交付金 4,013 千円につきましては、子育て支援センター運営の道補助金、一時預かりの補助も含めてますが、これらの道補助金になります。

それから、6目教育費道補助金の1節社会教育費補助金 43,341 千円につきましては、地域づくり総合交付金 41,800 千円、学校支援地域本部事業費補助金 1,541 千円で、それぞれ予算を組んでいるところでございます。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入で2節建物貸付収入、8,438 千円となっておりますが、これは、役場の庁内全ての予算が入っていきまして、このうちの 1,502 千円が教員住宅貸付料ということです。内数でございますのでご了承いただきたいと思っております。

次のページに参りまして、19款繰入金1項繰入金1目繰入金でございます。

金額が 445,907 千円になってはいますが、説明と同じ内容になっていません。

他の課の部分を除いて教育委員会の部分だけを説明に残してありますのでご了承下さい。

育英資金の基金繰入金 1,000 千円、それから公共施設等整備基金繰入金で 52,700 千円の内訳はその括弧でそれぞれ記載しています。

みんなの基金繰入金で 31,700 千円ということで内訳にそれぞれ書いてございます。

続きまして21款諸収入5項雑入3目雑入でございますが、節の雑入で市町村振興協会助成金 660 千円は、人づくり育成補助金でございます。

社会教育事業等参加負担金 1,100 千円については、参加者の負担金になります。学校開放施設使用協力金 110 千円をそれぞれ見込んでございます。

9節給食費徴収金 2,912 千円につきましては、保育所の職員分の給食費を徴収するという歳入を見込んでいるものです。22款町債1項町債7目教育債でございますが、1節文化財等保存整備事業債で 47,800 千円ということで、入江高砂貝塚保存整備事業で見込んでございます。2節公共施設等除却事業債 32,000 千円で、文化交流会館の解体事業を行いますので、それらを見込んでいます。

歳出に参ります。

主なものに、概要を説明していきますのでご了承願います。

3款民生費4児童福祉費項1目児童福祉総務費でございます。

18節負担金補助及び交付金で 30,000 千円見込んでありますが、子育てのための施設等利用給付費負担金 5,000 千円、施設型給付費負担金 25,000 千円で、子育てのための施設等利用給付費負担金 5,000 千円が認可外保育所等に対す

る給付費、施設型給付費負担金 25,000 千円がとうやこ幼稚園給付費ということで、合計で 30,000 千円見込んでいるところでございます。

3 款民生費 5 項保育所費 1 目保育所管理費でございます。

ここにつきましては、当年度予算で 292 千円で前年度比 40 千円の増の前年度並みとなっております。

ここでは、保育士研修講師謝礼、保育料の口座手数料などを見込んで計上しているところでございます。

続きまして 2 目常設保育所費でございます。

本年度予算額 121,458 千円で前年度比で 8,936 千円の増となっております。

子育て支援センター運営事業につきましては、子育て支援センター運営経費 5,610 千円を計上してございます。

なお、これから出てきますが、1 節報酬 3 節職員手当 4 節共済費は、今まで臨時職員については賃金は 7 節でしたが、地方自治法の改正で会計年度任用職員ということに変わって、報酬で支払うこと、それから期末手当が出るということに変わりますので、1 節報酬 3 節職員手当 4 節共済費に変わってくるということで、それぞれの施設やいろいろなところで、会計年度入職員が出てきますので、前年より多くなってしまっていて共通しますので、そこが増の要因の一部となっておりますので初めにお話をさせていただきます。

これにつきまして子育て支援センターの運営経費ということで、それぞれ職員 2 名分を見込んでございます。

それで主な増の要因ですが先ほど説明の職員手当、会計年度任用職員の手当 325 千円増などが主な要因です。

2 の常設保育所運営事業につきましては、4 保育所の常設保育所の運営経費 115,348 千円の予算計上でございます。

増減の内容ですけれども、会計年度任用職員に移行したことにより、報酬で 4,533 千円、職員手当で 4,836 千円、共済費で 2,254 千円それぞれ増となっております。

また、本町保育所と入江保育所統合に向けた基本設計業務を、1 2 節委託料で 4,774 千円新たに計上、昨年度に旧洞爺保育所を解体してございますので、これにより 7,858 千円の減などが増減の内容となっております。

次のページに参ります。

1 0 款教育費 1 項教育総務費 1 目教育委員会費でございます。

本年度予算額 1,679 千円で 53 千円の増ということで、前年並みです。

教育委員会運営事業につきましては、教育委員さんの報酬等でございます。

増の主な要因ですけれども 2 年に 1 回の研修ということで、小中一貫教育の関係で研修に行く予定で、遠くの方に視察するというので、旅費が増えています。

続きまして 2 目の事務局費でございます。

本年度 9,029 千円で前年対比 1,453 千円の増となっております。

ここでは事務局経費や各種協議会等の負担金や積立金を計上してごさいます。

主な増減の内容でございませうけども、24節積立金で育英資金の基金積立金1,423千円の増などが主な要因となっているということでございませう。

続きまして3目諸費でございませう。

本年度予算額95,824千円で対前年比で3,904千円の増となつてございませう。

これにつきましては、教育推進事業で学校運営協議会や行政評価、教育支援委員会、教育指導専門員や学習支援員と部活支援などの経費を計上してございませう。

主な増の内容でございませうが、会計年度任用職員に移行したことにより、報酬で444千円の増、職員期末手当3,117千円の増などが主な要因となっているところでございませう。

続きまして、次の24ページ右側で、教育改善推進事業でございませうけども、これは教育改善推進委員会にかかる報償金などを計上してございませうして、対前年度比42千円の減で前年度並みとなっているところでございませう。

続きまして、教育活動支援推進事業でございませうが、ここでは虻田高校支援する会補助金や育英資金入学時準備金などを計上をしているところでございませう。

虻田高校支援する会補助金で町内から入学者が令和元年度1名だったのが、令和2年度で6名見込んで、入学支援金に要する経費などで780千円の増を見込んでいるのが主な内容でございませう。

続きまして、小中学校スクールバス運行事業でございませう。ここではスクールバス運行経費を計上してございませうして、対前年度比で406千円の減で前年度並みとなっているところでございませう。

減の主な内容でございませうけども、12節のスクールバス運行业務委託料で467千円の減などが主な要因でございませう。

入札の執行残で、3年間の長期契約となることなどが主な要因です。

続きまして箱根町中学生親善交流事業でございませうけども、ここでは箱根町との親善交流経費ということで、対前年度比で174千円の増ということで見込んでいるところでございませう。

この増ですけれども、7節の報償金で飛行機運賃の増ということで141千円の増を見込んでございませう。ただ今回、オリンピックがあるのでずらしていこうかという話があったんですが、それで再調整が必要になってくるのかなということですよ。

また、夏はどうしても繁忙期で運賃が比較的高いので、例年より飛行機代が上がっている状況になっているところでございませう。

続きまして、4目教員住宅管理費でございませう。

本年度予算額505千円で対前年度比1千円の増で前年度並みとなっています。

ここでは町内の教員住宅の23戸の維持管理経費を計上しているところでございます。

続きまして25ページに参りまして、2項小学校費1目小学校管理費でございませう。

本年度予算額48,369千円で対前年度比で、12,985千円の減となっているところでございませう。

ここでは町内の3小学校の維持管理運営経費を計上しているところでございませう。

主な増減の内容ですけれども、令和元年度に実施した虻田小学校放送設備更新委託料2,796千円の減、とうや小学校グラウンドの排水改良工事で側溝の整備や側溝の蓋の工事もしてございませう。これは2,528千円の減、とうや小学校体育館の暖房機器の更新をしていますが6,488千円の減とこれらが主な要因となっているところでございませう。

続きまして2目教育振興費になります。

本年度予算額14,121千円で対前年度比4,724千円の増となっているところでございませう。

このページの右側の小学校就学援助事業でございませうけれども、ここでは就学援助にかかる経費を計上してございませうして、本年度対象者77名で前年度72名でございませうしたので、5名の増を見込んでいることから、19節扶助費で143千円の増となっているところございませう。

続きまして、26ページの小学校教育振興事業でございませうますが、これは教材整備などの費用を計上しているところでございませう。

主な増減の内容でございませうますが、10節消耗品費で教師用指導書購入5,078千円の増、また17節備品購入費で小学校と中学校で隔年で予算づけをしている理科数学の教材用備品購入費が本年度中学校への予算づけとなるため497千円の減となっているところでございませう。

なお、先ほど申しませうした、10節の教師用指導書ですが、今回からの新指導要領に変わりますので、そういうことで5,000千円とちよつとの大きな数字になっているところでございませう。

続きまして、3項中学校費1目中学校管理費でございませう。

本年度予算額47,212千円で4,248千円の増となっております。

ここでは2つの中学校の維持管理経費を計上しているところでございませう。

主な内容でございませうけれども、12節の委託料で、洞爺中学校体育館の改修工事実施設計業務として新たに2,409千円を計上してございませう。

また14節工事請負費で虻田中学校の校舎の外装修繕工事。これは2年生の教室の外側ということなどにより3,980千円となっております。

続きまして、2目の教育振興費、27ページになります。

本年度予算額15,474千円、前年対比で1,113千円の増となっております。

ここでは、中学校生徒の就学援助に係る経費を計上しているところでございませう。

います。

本年度対象者53名を見込んでおり前年度52名から1名の増と見込んでございます。

19節で前年度比で424千円の増を見込んでいるところでございます。

それから2のJET外国青年招致事業でございますが、これは、ALT1名の経費を計上してございまして対前年で335千円の増となっております。

これにつきましては1節の会計年度任用職員の報酬で280千円の増となっているところでございます。

続いて3の中学校教育振興事業でございます。

ここでは教材整備の経費を計上してございます。対前年度で354千円の増となっているところでございます。主な増減の内容ですが、17節備品購入費で小学校と中学校での隔年で予算付けしています、理科数学の教材備品購入費が本年度は中学校に予算づけとなるため、354千円の増となっているところでございます。

続きまして社会教育になります。

永井教育参与

4項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、本年度予算額8,653円で対前年比967千円の増となっております。

1社会教育管理事務事業につきましては、社会教育委員、それと教育指導専門員に係る経費、それと社会教育団体に対する負担金や補助金が計上されてございます。

主な増額の要因につきましては、18節負担金補助及び交付金の中で、洞爺湖町人づくり育成事業補助金として、まちづくりのための研修費助成として対前年比625千円の増額、これにつきましては2団体の申請を受けてございます。

それと洞爺湖町文化団体協議会が令和2年度から胆振文化団体協議会の事務局になるための補助金として10千円の増額となっております。

2の英国青年ボランティア事業については、庶務課への所管替えの為、説明を省略させていただきます。

2目社会教育奨励費につきましては本年度予算額5,827千円で対前年比で69千円の増額でございます。

1の社会教育奨励事業につきましては、乳幼児から高齢者までに対する各種教室体験学習などの開催に使う経費を計上してございます。

29ページになります。

3目社会教育施設費です。

本年度予算額79,940千円で対前年比34,666千円の増額となっております。

1の児童会運営事業につきましては、学童保育に係る経費、2の社会教育施設維持管理事業につきましては、社会教育施設の維持管理経費が計上されてございます。

増額の主な要因につきましては、社会教育施設維持管理事業の14節工事請負費で虻田郷土資料館のトイレ改修工事1,529千円、文化交流会館解体工事33,748千円がございませう。

合計35,277千円の増額となつてございませう。

17節備品購入費におきましては、貝塚公園整備に伴います刈払機の購入で対前年339千円の増額となつてございませう。

3の洞爺総合センター管理事業と4の洞爺湖芸術館管理運営事業については庶務課へ所管替えの為、説明は省略させていただきます。

4目図書館費でございませう。

今年度予算額7,033千円、対前年比458千円の増となつてございませう。

1の読書の家維持管理事業につきましては、町内図書館施設における管理運営にかかる経費が計上されております。

増額の要因につきましては、会計年度任用職員制度による費用の増額となっております。

31ページ、5目文化財費でございませう。

本年度予算額180,127千円で対前年比151,146円の増額となっております。

1の文化財保存整備事業につきましては、町内文化財の保護及び活用や保存団体への助成、文化財運営審議会に関わる経費を計上しております。

2の高砂貝塚保存整備事業につきましては、高砂貝塚整備にかかる経費を計上してございませう。

文化財保存整備事業におきます増額の主な要因といたしましては、10節印刷製本費でアイヌ語地名マップの作成に伴います対前年比1,276千円。

18節負担金及び交付金におきましては、洞爺地区の曙、香川両獅子舞保存会の法被等の整備によりまして、対前年比78千円の増額となっております。

2の高砂貝塚保存整備事業におきます増額の主な要因といたしましては、12節ガイダンス施設の展示改修業務委託料で前年比65,422千円の増額、12節工事請負費につきましては、ガイダンス施設の増額工事、高砂貝塚整備工事を入江貝塚公園の便益施設の改修工事で対前年比81,698千円の増額となっております。

続きまして32ページでございませう。

5項保健体育費1目体育奨励費でございませう。

本年度予算額2,149千円で対前年比86千円の増額となつてございませう。

1の保健体育管理事業につきましては、スポーツ推進委員会の社会体育管理事務の経費のほか、体育振興団体への補助金など計上しております。

2の社会体育事業におきましては、少年婦人中高年のスポーツ活動の奨励、各種スポーツ大会教室の開催招聘による経費を計上してございませう、2目体育施設費でございませう。

本年度予算額15,360千円、対前年比421千円の増額となつてございませう。

1の体育施設運営事業につきましては虻田体育館、テニスコート、町民プール、学校水泳プールの維持管理経費が計上されてございませう。

増額に伴います主な要因といたしましては10節修繕料で、町民プールろ過機の修繕費、虻田体育館のトランス及び電気室引き込みケーブルの取り替え費用に伴います修繕費の対前年比は2,898千円の増となっております。

社会教育課については以上です。

天野教育次長

続きまして33ページ、最後のページになります。

3目給食施設費でございます。

本年度予算額50,758千円で対前年比2,465千円の減となっております。

ここでは洞爺給食センター及び虻田給食センターの所管します、小中学校児童生徒などの給食調理をするための人件費及び施設費となっているところでございます。

1の洞爺給食センター運営事業では、前年度対比で836千円の増となっているところでございます。

主な増減の内容でございますけれども、会計年度任用職員に移行したことにより、3節職員手当の会計年度任用職員期末手当で464千円の増、それから10節需用費のうち修繕料で、冷温水配管の継ぎ手等の修繕費337千円の増となっております。

また虻田給食センター運営事業では、前年度対比で3,301千円の減となっております。

主な増減の内容でございますけれども、会計年度任用職員の関係で、3節職員手当の期末手当で1,233千円の増、4節共済費の社会保険料等で552千円の増、17節備品購入費で、蒸気回転釜更新は、3年計画の最終年で令和元年度で終了し、1,761千円の減、昨年度実施した屋根の塗装が終了したことにより3,510千円の減などとなっているものでございます。

以上でございます。

皆見教育長

今説明がありました。

大きく増減したところは、3つのポイントがあると思います。

1点目が会計年度任用職員の報酬及び期末手当、社会保険料等の増。

2点目は、文化交流会館の解体工事が増えたこと、3点目は、高砂貝塚保存整備事業として各種工事請負費が増になったことが今年度特に大きな目玉の予算づけとなっているかと思えますけれども、皆様ほうから何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

« 「はい」 の声あり »

はい、ありがとうございます。

それでは以上のおり報告を受けたということでご了承をお願いしたいと思います。

ここで1時間経ちましたので、5分ほど休憩を入れたいと思いますがよろしいでしょうか。

≪「はい」の声あり≫

再開を2時40分といたします。

----- 休 憩 -----

【2時40分再開】

皆見教育長

それでは再開します。

報告第8号、臨時代理の報告について、洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、事務局からの報告をお願いします。

天野教育次長

それでは、報告第8号でございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年洞爺湖町教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定により別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

35ページは条例案に対する意見で、異議ないもので、この中の1番下の3つ目が今回の臨時代理した報告ということでございまして、別の1つ目と2つ目は、教育委員会議で町長のほうに出してよろしいかということで1月に議決いただきまして終わっていますので、3番目だけが対象となります。

36ページが町長から教育長への条例改正の意見聴取の文書でございます。

それでは、37ページに参ります。

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように改正するものです。

改正の内容でございますけども、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律が、今年の6月14日に公布されまして、公布の日から起算して、3月を経過した日から施行ということで法律が改正されてございます。

この改正につきましては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等を資格、職種業務等から一律に排除する規定、これを欠格条項と言いますけども、今回のそういうものを取りなさいと、自主的に各制度について、心身の故障等の状況、個別の実績に審査し、各制度ごとに必要な能力を判定、判断する規定、適正化を図るために所要の改正を図るというのがこの法律で、その1つがこの家庭的保育事業の条例に該当するということになります。新旧対照表の38ページをご覧ください。

第23条第2項、名称及び位置で、第2項「家庭的保育者は、町長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。」ということで、ここで、第2号で「法第34条の20第1項第4号のいずれに該当しな

・報告第8号

・報告第9号

い者とありますけれども、この第34条の20第1項第4号が法律の改正によって1号が無くなったことから、これを1号繰り上げるということに、法律の条項が変わったことによる改正でございます。

それでは附則に戻っていただきまして37ページ、この附則でございます。この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。

皆見教育長

いろいろと難しい用語が出てきましたけども、結果的に根拠法令が改正なったことによって、今回の改正があるということでございます。

この点について何かご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

« 「はい」 の声あり »

では以上のとおり報告を受けました。

次に報告第9号、臨時代理の報告について、虻高未来づくりフォローアップ活動推進委員会設置要綱の制定について、事務局からの報告をお願いいたします。

天野教育次長

報告第9号でございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年度洞爺湖町教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

本件につきましては、この要綱の第1条に書いてあるとおり、「虻高未来づくり推進会議が平成30年11月にまとめた虻田高等学校の未来づくりに関する提言書を実効性のあるものとするため、虻高未来づくりフォローアップ活動推進委員会を設置する。」ということで元年度の当初予算でも組んでいたところでございます。

それで、今年度第1回目を2月28日に開催するというので、この要綱の施行は2月17日から施行して、実際に各団体に推薦のご依頼を申し上げて、14名の推薦をいただいて、1回目の会議の案内までしようとしたところで、新型コロナウイルスの関係で中止となったものですから、実際には1回目は開催してございません。

ございませぬけども、もう既に委員さんは決まっておりますので、次年度新たに開催することということで、臨時代理の報告ということになったものでございます。

それで組織につきましては、第3条に記載してあります1号の虻田高等学校関係者から次の41ページの、教育長が特に必要と認める者ということで14名ございまして、前身である虻高未来づくり推進委員会で委員になった方々がほぼ踏襲して商工会ですとか、ほかの団体もほぼ同じ方になっていただいて、内容を分かっていただいた中で進むのかなということで考えてございますので、しっかりとこの組織をもって、虻高の存続に向けた取り組みを

していきたいということでございます。

以上でございます。

皆見教育長

補足なんですけれども道教委もですね、この虻田高校は地域の人たちが、存続についてどのように考えを持っていくのか、関わりを持つのか、そういったところをですね、注視しているんですね。

私どもも虻高の未来づくり推進委員会という会を立ち上げて、いろいろな補助制度等を協議して現在に至っている訳なんですけれども、その進捗状況ですかを検証しながら、新たにそのフォローアップ活動推進委員会というようなものを立ち上げて、これからも虻田高校に地域として、みんなで関わっていくんだよと。

存続について関わっていくんだよという姿勢を見せなければいけないというところから、こういった組織を設置しています。

今、次長が説明したとおり、2月28日開催することで進めていましたけれど、説明しましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、急遽開催を中止といたしまして、委員の選定までできてはいたんですけども、開催に至らなかったということで、これについてはある程度やはり令和2年度中にですね、1回目とはなりますけれども開催をしてですね、もう一度この虻田高校に支援をしていく体制、評価も含めてみんなで関わっていきます。

これについては各委員の皆様についてはご理解いただきたいと思っている次第でございます。

何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

« 「はい」 の声あり »

ではこれをもって報告とさせていただきます。

報告第10号、平成元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要についての報告をお願いいたします。

天野教育次長

それでは報告第10号でございます。

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について次のとおり報告するものでございます。

1の調査の期日ですが、平成31年4月から令和元年7月までの間の期間で実施をしてございます。

2の調査対象学年は、小学校第5学年と中学校第2学年でございます。

3の調査方法でございますが、悉皆調査ということで、調査開始が平成20年度で、悉皆調査が平成20、21、25から31年度までで、抽出調査が平成22、24年度ということでございますが、平成23年度は震災の影響ため全国調査中止で道独自で調査というような形になってございます。

4の調査の内容でございますが、(1)児童生徒に対する調査①実技に関する

る調査（測定方法等は新体力テストと同様）握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、中学校は20メートルシャトルランに替えて持久走も可、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ。（中学校はハンドボール投げ）

②質問調査、（2）学校に対する質問紙調査（3）教育委員会に対する質問紙調査ということで概要は前年と変わっておりません。それで別紙でお配りしてですね、カラー版のものがありますので、それをご覧いただきたいと思います。

これは公表されているものでございます。これで説明していきたいと思えます。

1枚目が町内小学校の3小学校49名の結果ということで、レーダーチャート円で見ればおわかりと思いますが、黒の点線が全国50で、赤が北海道で、青は洞爺湖町の小学校の子供達ということで、体力合計点で男子が52.8と全国50の平均を上回っています。

昨年度の男子が50.4なるのでそれも上回っているということです。

また女子については、今年53.7ということで、ほぼ、全国全道を上回っているということ。良い結果と理解していただければと思いますが、53.7ということで、昨年がですね、女子が55.3ですから、昨年もすごいのですが、それでも全国全道を大幅に上回っていますので、これはいい結果なのかなと思っています。分析結果を書いてございますが、その内容の朗読は省略をさせていただきます。

2枚目が、中学校でございます。2校48名のこのレーダーチャート見ると一目瞭然で、非常にいびつなかたちということで、小学校でこんなにいいのに中学校に行ったら何でこうなるのかなと、毎回疑問が出るころなんです。今回は、体力合計点が男子が47.7で昨年が48.5なので0.8減、女子が今回48.9で昨年43.8でしたので、女子はプラス5.1ということで相当上がっているということで、昨年も説明したと思いますが、中学校になると、女子は特に恥ずかしがって真面目にやらないということがあって、正確に反映されていない部分もひょっとしたらあるのかなと思いますけれど、ただそれが全てではないとは思いますが、何らかの原因で小学校でいいのに中学校で下がったということで、やはり何らかの原因をつきとめて本来であれば、しっかりと健全な体といますか、しっかりと体力運動能力を身につけて大人になっていって欲しいなというのが本来の願いです。

次のページ以降は、それぞれのテスト項目の測定内容を記載しまして、それから次のページから1ページから6ページまで記載しているのですが、それぞれ1ページから3ページは町内の小学生の状況、それから4ページから6ページが中学生の状況ということで細かく書いてあります。分布も、いろいろと書いてございますので、1枚目2枚目よりは少し詳しく載ってございます。後ほどご覧いただきたいと思えます。以上でございます。

皆見教育長

日 程 第 5
【 議 決 事 項 】
・ 議案第 4 号

何かご質問ございますか。

≪ 「なし」 の声あり ≫

以上について、報告事項については終了させていただきます。

次に、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動についてを議題といたします。
なお、本議案は教育委員会会議規則第 20 号第 1 項第 1 号で定める職員の人事に関するものの要件に該当しますことから非公開とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

≪ 「ありません」 の声あり ≫

それでは非公開とさせていただきます。

事務局説明お願いいたします。

----- 非 公 開 -----

----- 非公開終了 -----

・ 議案第 5 号

皆見教育長

次に、議案第 5 号、洞爺湖町教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

天野教育次長

洞爺湖町教育委員会職員の職名に関する規則（平成 19 年洞爺湖町教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正をするものでございます。

今回の改正の理由でございますが、先ほど説明のとおり、保育所の関係で所長を課長補佐職、副所長を係長職にするということを主眼としてございます。

それに伴い、統括保育所所長、統括保育所副所長、それらを削除ということになりますので、それに合わせた改正になっているものでございます。

それでは 46 ページの新旧対照表をご覧ください。

右側が現行でございます。

技術職員の課長補佐職の統括保育所長の統括を取りまして保育所所長を課長補佐に。

右側、係長職のところ保育所所長と統括保育所副所長とありますが、保育所所長を取りまして、保育所副所長にする。それから主任職のところ、右側で保育所副所長がありますが、これを左側では削除するという事で、それぞれ整理をしました。

それから右側の表の備考 1 の中にただし書きがあります。

「ただし、統括保育所所長及び統括保育所副所長は、この限りでない。」

これが無くなりますので、これを削除するという事になります。

それでは、45 ページの附則に戻っていただきます。

附則、この規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

・議案第6号

以上です。

皆見教育長

はい。

質疑を受けたいと思います。

何かございますでしょうか。

《「なし」の声あり》

異議なしと認めます。

議案第5号、洞爺湖町教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第6号洞爺湖町立学校管理規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

末永主幹

議案第6号になります。48ページになります。

洞爺湖町立学校管理規則の一部を改正する規則（平成18年洞爺湖町教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正をするものでございます。

規則の改正の理由につきましては、近年、教育職員の長時間勤務が深刻化しており、学校における働き方改革を進める関係から、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、通称給特法となりますが、これについて令和元年12月4日に改正されましたことから、サービスを監督する町教育委員会において教育職員の健康及び福祉の確保を図るための指針を定め、教職員の業務の適切な管理と実効性を確保することが必要なことから、この度、洞爺湖町立学校管理規則の一部を改正するという内容になってございます。

具体的に申し上げますと、時間外の上限について、1か月について45時間、1年間360時間と定め、教育職員の業務量の適切な管理を行うとしているものでございます。

附則についてでございますけれども、この規則については、令和2年の4月1日から施行するものでございます。

皆見教育長

質疑を受けたいと思います。

何かございますでしょうか。

要は時間外の上限定めるというものですよね。

末永主幹

そうなります。

皆見教育長

これも法律に基づいた形ですので、そこら辺はお含みをいただきたいなというふうに思うんですけども、それでは、提案のとおり承認をするということではよろしいでしょうか。

《「はい」の声あり》

・議案第7号

異議なしと認めます。

議案第6号洞爺湖町立学校管理規則の一部改正については原案のとおり可決をされました。

議案第7号洞爺湖町保育所条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

天野教育次長

議案第7号でございます。

洞爺湖町保育所条例施行規則（平成19年洞爺湖町教育委員会規則第23号）の一部を次のとおり改正するものでございます。

まず、この規則の改正の理由でございますが、先ほど職名の規則でお話ししたとおり、統括保育所長等の名前が無くなりますので、規定している部分を取ることとそれから、昨年10月から保育料の無償化が始まりました。

その無償化に伴い法律用語が変わったことから、その言葉を法律用語に合わせるという形の改正になります。

それでは53ページをお開きください。

53ページに新旧対照表がございますが、第3条の職員で第3条の2として、「各保育所の均衡ある運営、発展に資するため、保育所業務全般に関し、各保育所の所長はじめ各職員へのアドバイザー的役割を担う、統括保育所長及び統括副所長を置くことができる。」

「2 統括保育所所長は所長を、統括保育所副所長は副所長をそれぞれ兼ねることができる。」これを削ると。

それから第10条の入所の手続きの第1項中、「支給認定子ども」が新たに法律が変わったことにより「教育・保育給付認定子ども」に、それから「支給認定申請書」を、「教育・保育給付認定申請書」に改め、それから下に行きまして別記様式第1号中、申請書名中「支給認定申請書」を「教育・保育給付認定書」、それから申請書中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるというものでございます。

52ページに戻っていただきまして附則でございます。

この規則は公布の日から施行し、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

皆見教育長

質疑を受けたいと思いますがございますでしょうか。ありませんか。

« 「なし」 の声あり »

異議なしと認めます。議案第7号洞爺湖町保育所条例施行規則の一部改正については、原案どおり可決されました。

議案第8号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者に関する条例施行規則の一部を改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・議案第8号

天野教育次長

議案第 8 号でございます。

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（平成 28 年洞爺湖町教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正をするものでございます。

改正の理由でございますが、昨年 10 月 1 日から保育料無償化が始まりました。

それで、条例については言葉の改正で済んだのですが、この規則につきましては実際の保育料の無償化の関係になります。今まで定めていた保育料の表や、関係するところを直さなければいけないということで、今回遡りますけれども、修正するというものでございます。

それで、まず 66 ページをお開き下さい。

別表第 1 ということで米印で改正前の表があると思います。

この別表第 1 につきましては幼稚園に入園する子供たちの保育料を規定しました。

基本的には 3 歳以上でございますので保育料無償化でこの表が要らなくなるということが 1 つ。

続きまして、74 ページをお開きください。

別表第 2 でございます。

改正前の表ということで、これは保育所の関係であります。

3 号認定で 3 歳未満児とそれから右が 2 号認定で 3 歳以上児となっておりますが、3 歳以上は無償化になりましたので、右側の 2 号認定のところが必要なくなるということで、3 号認定だけを残すという形の改正をしなくてはならないということ、それにあわせて、78 ページをお開きください。

別表 2 として、これは改正後の表ということで無償化後に新たに 3 歳以上は副食費を徴収しなさいということで、今までは保育料の中に保育料と給食費（副食費）が含まれていたのですが、それを分けて徴収しなさいということで、副食費の基準額表ということで、要するに月額 4,500 円を 3 歳以上の児童からは徴収しなさいと、3 歳未満児については、従前どおり保育料の中に入ってますので、これらを整理する改正ということでご理解いただきたいと思っております。

この中の 56 ページに戻っていただきまして、56 ページに新しく別表第 1 として、幼稚園の部分がいらなくなりましたので、保育所の関係の 3 歳児未満の部分だけを規定するというので、保育料はこのようにいただきますよということで徴収表を改めるということで、58 ページに参りまして附則がありますが、基本はずっと一緒に、58 ページのこの表が、利用者負担額がありますがこの表につきましては、ひとり親家庭に対する減額に関する規定の表になります。

これはこのまま従前から来ております。

ただし、幼稚園と3歳以上児の部分については抜いてますので、3号認定だけの表に変わっているというもの、それから60ページに別表第2として、新たに副食費ということで、1号を繰り上がりましたので、別表第2に副食費の基準表というものをつけ加えるということで月額4,500円いただきますということになります。

54ページ戻っていただきまして、条文の54ページをお開きください。

今、表の方を簡単に説明をしましたが、実際の改正の部分の中の4行目(1)前項第1号に掲げる者は0円など、この辺が全部整理されてございます。

要するに、それは無くていいよということになります。

それで言葉も若干直していますので、支給認定保護者ですとかいろいろありますのでそれを整理した上で、第2条の次に次の1条を加えるということで副食費ということで新たに副食費をとらなくてははいけませんので、その規定を置いています。

法第19条第1項第2号に該当する者における副食費の額は別表第2に定める額とすると4,500円の表の事を言ってます。

2といたしまして、法第19条第1項第2号に該当する者が、月の途中で退所し、又は退所した場合の当該月の副食費は、その月における入所の日からの、又は退所の日までの開所日数(25日を超える場合は25日)を乗じ、その額を25で除して得た額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第7条中についてもいろいろな言葉の改正を入れてございます。

55ページになりまして、附則第7項の見だし中、「以降」を「から令和元年9月30日まで」に改めてあるんですけど、この部分につきましては、町で半額助成をしています。実際には、この部分が63ページの新旧のところに出てきます。

63ページをお開きください。

本則の附則の中に、本則というのは、制定当初の条例・規則の附則のことを言いまして、そこで特例的なものは附則で規定をしなさいとなっておりますので、平成29年4月1日以降の利用者負担額の特例措置ということで、これはこの年度から2分の1の単独助成を始めたということで、ずっと2分の1を助成しますということでしたが、この部分以降を令和元年9月30日までに1回切るということにしておいて、今度新たに、この附則にまた1項を足すということで、下に令和元年10月1日以降の利用者負担額の特例措置ということで、新たに設けてるということで、8として「第2条第1項第1号に該当する者も令和元年10月1日以降の利用者負担については、当分の間、別表第1の表の規定で決定された額の2分の1(当該算出額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とすると、それから9として、「第2条の2に該当する者の令和元年10月1日以降の副食費については当分の間、別表第2の表の規定で決定された額の2分の1、(当該算出額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」ということで、保育料と副食

費をそれぞれ2分の1にすることで継続しますということ新たに適用したものでございます。

戻っていただきまして、61ページをお開きください。

附則になります。

附則の1として、施行期日、この規則は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から施行するものです。

2として経過措置です。

改正後の洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。ということで、もし事情があってお金納められない方については、その額をいただきますということで、それを残して置かないと内容が変わってしまいますので、従前の部分を残すと、それから3として、この規則の施行前に行われた処分、手続その他の行為は改正後のこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。ということで、要するに昨年10月1日から実際に無償化の手続はしていますのでこれについては、全てこの条例の相当規定できちんと行ったものです。ということ担保することで、経過措置を置くことを、3項で規定しているものでございます。

以上でございます。

皆見教育長

質疑を受けたいと思いますがございますでしょうか。

中身はお分かりですよね。

保育料の無償化の関係に伴うものです。

異議なしとしてよろしいでしょうか。

«「はい」の声あり»

議案第8号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正については、原案のとおり可決をされました。

次に80ページ、議案第9号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

末永主幹

はい、議案第9号になります。

80ページになります。

修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令を次に定めるものでございます。

改正の理由につきましては、修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領につきまして、北海道教育委員会が改正され令和2年4月1日から施行されるものの通知に基づきまして、同様の

・議案第10号

改正を行うものでございます。

81ページの第2の定義の4に、対外運動競技等の当番校、これを追加します。

14に対外運動競技等の当番校業務の内容を追加するという内容になります。

82ページになりますけれども、第3対象職員及び対象業務の(4)に「又は、対外運動競技等の当番校」を(13)の次に(14)として同様に追加するものでございます。

80ページに戻っていただきまして、

附則になりますけれど、この訓令は令和2年4月1日から施行するものでございます。

皆見教育長

質疑を受けたいと思います何かございますでしょうか。

« 「なし」 の声あり »

異議なしと認めます。

議案第9号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要綱の一部改正については、原案のとおり可決をされました。

議案第10号虻田高等学校振興事業補助要綱の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

天野教育次長

議案第10号でございます。

虻田高等学校振興事業補助要綱（平成31年洞爺湖町教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正するものでございます。

改正の理由でございますが、補助要綱を定めましたが、その中の事業の一つで洞爺湖町に在住にする者に限るものがあるんですけど、その部分を洞爺湖町の中学校から進学した生徒だけ、洞爺湖町に居た生徒だけが対象ということを確認にするということで、改正をしたというものでございます。

85ページの新旧対照表をご覧ください。

入学時等支援金支給事業で、「ただし、生徒は当該年度の」を、「ただし生徒は洞爺湖町内在住者であって当該年度」に変えて、あくまでも洞爺湖町の生徒たちだけが対象の事業ですということが分かるように改めたということでございます。

84ページ附則に戻っていただきまして、この訓令は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

皆見教育長

質疑を受けたいと思います何かございますでしょうか。

よろしいですか。

« 「はい」 の声あり »

・議案第 11 号

異議なしと認めます。

議案第 10 号 虻田高等学校振興事業補助要綱の一部改正については、原案のとおり可決をされました。

続きまして議案第 11 号、洞爺湖町教育委員会臨時職員等取扱要綱の廃止についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

末永主幹

議案第 11 号になります。

86 ページになります。

洞爺湖町教育委員会臨時職員等取扱要綱を廃止する訓令を次のように定めるものでございます。

改正理由につきましては、平成 29 年 5 月 17 日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の臨時非常勤職員の適正な運用や、勤務状況確保するため処遇の改善を目的とした改正がされたことから、洞爺湖町教育委員会臨時職員等取扱要綱廃止し、会計年度任用職員制度については令和 2 年 4 月 1 日から運用になりますけれども、これにつきましては洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例により、運用する必要があることから今回の改正を行うものでございます。

附則でございますけれども、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。

皆見教育長

質疑を受けたいと思います何かございますでしょうか。

よろしいですか。

≪「はい」の声あり≫

異議なしと認めます。

議案第 11 号、洞爺湖町教育委員会臨時職員等取扱要綱の廃止については、原案のとおり可決をされました。

議案第 12 号、洞爺湖町学校施設長寿命化計画の策定について、事務局の説明を求めます。

天野教育次長

議案第 12 号、洞爺湖町学校施設長寿命化計画の策定についてでございます。

洞爺湖町学校施設長寿命化計画を別紙のとおり策定することにつき議決を求めるものです。

これにつきましては、本来であれば今年の 3 月までにできていましたけれども、これを策定するに当たって、保育所の統合の関係で、急遽、虻田小学校が移転先になり、それによって虻田小学校をどうするという非常に微妙な関係があったものですから、なかなか決定できませんでしたが、昨年 12 月までに、そのことが決定されたので、これを正式なものとして、議決をいただいて、今後それぞれの施設をこの計画に基づいて長寿命化計画を図るとい

・議案第 12 号

うことにしたいというものでございます。

これについては、国のほうから平成32年度まで各市町村で計画を作りなさいということで、この計画を作らないと、各学校を修繕等をするときに補助対象にならなくなりますので、平成32年度までに、この計画を正式に決定をいただくということで、概要版ということで載せてございます。それから第2章で学校の施設の現状と課題ということで、これら業者に委託して各学校の状況等も全て調査していますので、どの学校から順番に工事をするのですとか、どの位の費用がかかるのですとかがありますので、中の基本方針や配置計画の方針とかありますが、実際には、6ページを見ていただきまして、学校施設を長寿命化計画の下の表を計画期間中の実施計画ということで、虻田小学校を優先に実施するというので、1回も改修等を行っていませんので、外壁それから体育館の吹き込みよる雨漏りとかありまして、これにつきましては、保育所の統合と合わせて実施します。

そうしないと何年も長い間工事をするということになりますので、子供たちや学校に非常に迷惑をかけるということで、合わせてやっていくという形が1番いいだろうということです。その次は洞爺中学校、虻田中学校としてますが、できれば、虻田小学校を改修しているうちに、虻田中学校の方向性については、何とか別な方向でもっていきたいなと実際考えてますが、順番としてはこういう考えでやっていくということで計画を立てているということでございますので、内容については今後しっかりと、建設課と協議をしながら学校現場ももちろんですけども、このようなかたちで長寿命化を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

皆見教育長

統合問題があつてですね、計画期間内の実施計画が流動的だったということだったんですが、昨年度方向性が決まりましたので、それとあわせて虻田小学校の長寿命化改修改良を行うとそれをつけ加えたということでございます。

はい、何かご質問等ございますでしょうか。

ありませんか。

《「はい」の声あり》

異議なしと認めます。

議案第12号、洞爺湖町学校施設長寿命化計画の策定については、原案のとおり可決をされました。

議案第13号、洞爺湖町立学校における働き方改革指針の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

天野教育次長

議案第13号でございます。洞爺湖町立学校における働き方改革指針の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

改正理由でございますが、学校管理規則改正の中で、先生方の働き方改革で時間外の上限を設けるといこととセットでございます。

それで規則も改正をしますが、この働き方改革の指針というのが平成30年の12月に策定してますので、あわせてこの指針プランも、同様に改正をなさいたいこと、国及び道が同じようにプランを作ってます、市町村も同じように作るということでその部分が変わってきてますので、その改正をするということです。A3の大きな表を見ていただいて、改正した部分だけお話をさせていただきます。

2枚目、変わったところに下線を引いてございますので、2枚目の4の指針の目標及び期間というところの1行目の「当面の目標」を「目標」をに改め、それから四角の中の、教員の在校等時間を洞爺湖町学校管理規則に規定する勤務時間1か月45時間以内、1年で360時間以内、先ほど説明の学校管理規則の一部改正と同じように目標値を直すと、次の下の表の「平成32年度末」を「令和2年度末」にすると、その下の1のですね、部活動休養日の内容が変わってます。

部活動休養日を完全実施に、実施を取っていただきたいという内容。

完全実施ということで、括弧で年間④平日週1日休んで52日プラス週末週1日で52日プラス⑥学校閉庁日9日、④と⑥の重複を除く部活動の割合を100%するという、これが新たに変わったと、次のページの②のICTの活用や校務支援システムの導入等で「環境整備について検討します」が、先ほど補正で話したとおりGIGAスクールを行いますので、「環境整備を進めます。」という言葉に改めます。

それから、③の事務機器等の導入の1つ目のポツの「留守番電話の設置を検討します」は、「留守番電話を設置します」に改めます。めくっていただきまして、1番最後のページになります。

これまであった(5)その他を(6)その他にしまして、(5)に新たに「業務を行う時間の上限」ということで①上限時間原則で、1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1か月の合計時間45時間、2つ目のポツ、1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1年間の合計時間360時間②特別の事情がある場合の上限時間、1つ目のポツが1か月時間外在校等時間が100時間未満、2つ目、1年間時間外在校等時間720時間、次が1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月、最後のポツで、連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間と新たに加えるということで先ほどの規則の改正とリンクしていますので、そのようにプランを変えるということでございます。

以上でございます。

皆見教育長

質疑を受けたいと思いますがいかがでしょうか。

来栖委員

私たちの普通のサラリーマンだと残業していいですかと上司に聞いてからの残業なんですよね。

学校の先生たちってそうじゃないんじゃないですか。

イメージとして、仕事が残ってるからいる。

生徒等に問題があって、いろいろしているから、帰るのが遅くなる。

その辺の残業って、どうなんだろうなど。

天野教育次長

学校の先生は、一般のサラリーマン、我々もそうですけれど、例えば仕事の内容が違います。要するに、5時間目6時間目の授業終わった後に、例えば中学校では部活があったり、次の授業の準備や、一般の勤め人とは違う勤務形態にどうしてもなります。今は家に持ち帰ることは禁止になったのですが、そういうことが常態してるということで、その時間外を一律に計れないということから学校の先生については、我々の勤務時間外手当に相当する手当が4%ついております。

ただし4%つけたからいいという話しではなくて、過労死時間を何十時間も超えることが余りにも多いということで、先生方の勤務時間を変えてあげないとだめだろうということで、法律でその上限を定めたということになります。

ただし、今まで学校の先生方の勤務時間を把握できておりません。

それで先ほど説明のようにタイムカードを設置するですとか、そういうことをして、先生方がどれだけの時間を働いてるかを把握しなさいという事から始まっています。

先ほど説明のプランの中で、そういうことをやっていきますという中で、法律では上限を定めましたが、実際にどれだけ働いているということ在全国で調査をなささいということもあります。抽出調査しかしていませんので、全国の各小中学校全ての勤務時間を把握して改善を図っていきなさいということになってるという状況です。

来栖委員

これからも時間は計るけれど、時間外が多い少ないに関わらず4%は4%ということですか。

天野教育次長

はい、これについては従前より続いています。先生方はずっとその形で勤務していると理解しています。

来栖委員

他市町の小学校とかは、5時からいつも会議が始まるんだっていう先生からの話しがあって、そうなるって皆遅くなるってということになりますけれど、そういうことも変わってくるのですか。

天野教育次長

少しは変わると思います。

校長先生が今度、しっかりと勤務時間を把握しなくてはいけなくなります。

効率よく仕事ができているかなど、そういうところを校長先生がきちんと1人1人見て、それを指導しなくてはいけなくなってきました。

実際は先生達がそれぞれのやり方があるので、全てがいいとか悪いとかは言えないので、そこは校長先生の悩みどころですけど、いずれにしても先生方の勤務時間の縮減を しっかりやってくださいというのが、今のこの流れです。この形でプランの指針の修正であったり、規則にきちんと規定しなさいということになってきてるという状況でございます。

皆見教育長

よろしいでしょうか。

岩原委員

特別事情がある場合の上限時間とありますね。

特別の事情とは、例えばどういうことが想定されるのでしょうか。

天野教育次長

改正の中の、勤務時間の割り振りがありますが、業務によっては時期でないと絶対できないものがあります。運動会や学芸会の準備だとか、どうしても特定の時期に業務が増えます。そのあとで調整しなさいということです。

岩原委員

わかりました。

皆見教育長

他、ございますでしょうか。

よろしいですか。

≪「はい」の声あり≫

異議なしと認めます。

議案第13号洞爺湖町立学校における働き方改革指針の一部改正については原案通り可決をされました。

日 程 第 6

【 そ の 他 】

次に日程第6その他でございます。

何かございますでしょうか。

事務局ありませんか。

天野教育次長

ありません。

日 程 第 7

【 閉 会 】

皆見教育長

以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会令和2年第2回定例会を終了いたします。

15：45 閉会